(15) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第 1 (17) 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4-16表に定める方法によること。

第4-16表

区分	算定方法
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

- イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。
- ウ 政令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。